

岩手県地域公共交通計画（本文） 新旧対照表

改定案	現行
<p>第1章 計画の概要について</p> <p>3 計画の位置づけ</p> <p>本県は、県の最上位計画である総合計画「いわて県民計画（2019～2028）」の実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策を盛り込んだ第2期アクションプラン（計画期間：令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度））を策定している。</p> <p>本計画は、総合計画及び第2期アクションプランと整合を図るとともに、都市計画、観光、教育、医療などの県の各種計画及び市町村が策定又は策定予定の地域公共交通計画、県と市町村が合同で策定した三陸鉄道沿線地域等公共交通網形成計画を関連計画として位置づけ、連携を図るものとする。</p> <p>また、本計画の実施計画として、利用者の利便増進に資する事業を「岩手県地域公共交通利便増進実施計画」として定め、事業を推進するもの。</p> <pre> graph TD A["いわて県民計画(2019～2028) ・基本目標 東日本大震災津波の経験に基づき、引き 続き復興に取り組みながら、 お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて 地域公共交通の基本方向 地域の暮らしを支える公共交通を守ります"] --> B["各市町村策定の総合計画"] B --> C["県策定の下記計画との整合 ① 都市計画区域マスタープラン ② みちのく岩手観光立県第4期基本計画 等"] B --> D["各市町村策定の下記計画との整合 ① 都市計画マスタープラン ② 観光振興計画"] C --> E["岩手県地域公共交通計画 (2024～2028) ・地域旅客運送サービスの持続可能な提 供の確保に資する地域公共交通の活性 化及び再生の推進に関する基本的な方 針 ・計画の区域、計画の目標、目標達成のた めに行う事業・実施主体の設定 ・計画の達成状況の評価に関する事項"] D --> E E --> F["各市町村策定の 地域公共交通計画・ 立地適正化計画"] E --> G["三陸鉄道沿線地域等公共交通網形成計画 (県・沿線市町村策定)"] E --> H["岩手県地域公共交通利便増進実施計画"] </pre> <p>図1-1 計画の位置づけ</p>	<p>第1章 計画の概要について</p> <p>3 計画の位置づけ</p> <p>本県は、県の最上位計画である総合計画「いわて県民計画（2019～2028）」の実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策を盛り込んだ第2期アクションプラン（計画期間：令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度））を策定している。</p> <p>本計画は、総合計画及び第2期アクションプランと整合を図るとともに、都市計画、観光、教育、医療などの県の各種計画及び市町村が策定又は策定予定の地域公共交通計画、県と市町村が合同で策定した三陸鉄道沿線地域等公共交通網形成計画を関連計画として位置づけ、連携を図るものとする。</p> <pre> graph TD A["いわて県民計画(2019～2028) ・基本目標 東日本大震災津波の経験に基づき、引き 続き復興に取り組みながら、 お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて 地域公共交通の基本方向 地域の暮らしを支える公共交通を守ります"] --> B["各市町村策定の総合計画"] B --> C["県策定の下記計画との整合 ① 都市計画区域マスタープラン ② みちのく岩手観光立県第4期基本計画 等"] B --> D["各市町村策定の下記計画との整合 ① 都市計画マスタープラン ② 観光振興計画"] C --> E["岩手県地域公共交通計画 (2024～2028) ・地域旅客運送サービスの持続可能な提 供の確保に資する地域公共交通の活性 化及び再生の推進に関する基本的な方 針 ・計画の区域、計画の目標、目標達成のた めに行う事業・実施主体の設定 ・計画の達成状況の評価に関する事項"] D --> E E --> F["各市町村策定の 地域公共交通計画・ 立地適正化計画"] E --> G["三陸鉄道沿線地域等公共交通網形成計画 (県・沿線市町村策定)"] </pre> <p>図1-1 計画の位置づけ</p>

改定案	現行
<p>第5章 目標達成に向けた具体施策について</p> <p>目標①：広域的な公共交通の適切な維持・確保</p> <p>事業2：人口減少やバス補助の特例措置終了等を見据えた地域公共交通ネットワークの見直しや新たな支援策の検討・実施</p> <p>●利便増進実施計画の策定の検討〔県・市町村〕 【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と市町村は、地域の特性や需要等に合わせた地域公共交通ネットワークの見直しを実施。 ・ 広域的なバス路線の見直しにおいて、特に利用者の利便性の向上に資する見直しが可能な場合は、利便増進実施計画の策定を検討。 ・ 策定する利便増進実施計画において、当該見直し内容を利便増進事業として位置付け、推進。 	<p>第5章 目標達成に向けた具体施策について</p> <p>目標①：広域的な公共交通の適切な維持・確保</p> <p>事業2：人口減少やバス補助の特例措置終了等を見据えた地域公共交通ネットワークの見直しや新たな支援策の検討・実施</p> <p>●利便増進実施計画の策定の検討〔市町村〕 【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は路線の利便性の向上を図るとともに、国庫補助を有効に活用するため、利便増進実施計画の策定を検討。